

日立キャピタル通信サービス会員契約書

(第1版)

平成 年 月 日

サービス提供者(甲)

住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
商 号 日立キャピタル株式会社
代表者 執行役社長 三浦 和哉
(上記代理人)

印

サービス利用者(乙)

住 所

商 号

代表者

印

目次

第1章 総則	
第1条 用語の定義	…1
第2条 契約の主旨	…2
第3条 約款の変更	…2
第2章 会員契約	
第4条 会員契約の単位	…2
第5条 会員契約申込みの方法	…2
第6条 会員契約申込みの承諾	…2
第7条 会員契約の成立	…2
第8条 乙の氏名等の変更の届出	…2
第9条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	…3
第10条 乙の地位の承継	…3
第11条 乙が行う会員契約の解約	…3
第12条 甲が行う会員契約の解除	…3
第13条 会員契約の終了	…3
第3章 料金契約	
第14条 料金契約申込みの方法	…3
第15条 利用期間	…3
第16条 「日立キャピタル通信サービス」の利用の一時中断	…3
第17条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	…4
第18条 乙の責任による料金契約の解除	…4
第18条の2 回線利用不能による料金契約の解除	…4
第19条 契約解除料	…4
第20条 料金契約の終了	…4
第4章 WiMAX 機器の利用	
第21条 レンタルパソコンの利用	…4
第22条 契約者保有端末の利用	…4
第23条 レンタル品の修繕または交換	…5
第24条 WiMAX機器情報の登録	…5
第24条の2 WiMAX機器登録の廃止	…5
第25条 契約者保有端末への認証情報の書込み	…5
第26条 契約者保有端末に異常がある場合等の検査	…5
第26条の2 契約者保有端末の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	…5
第26条の3 契約者保有端末の電波法に基づく検査	…6
第5章 利用中止及び利用停止	
第27条 利用中止	…6
第28条 利用停止	…6
第6章 通信	
第29条 インターネット接続サービスの利用	…6
第30条 通信の条件	…6
第31条 通信利用の制限	…7
第7章 料金等	
第1節 料金及び工事に関する費用	
第32条 料金及び工事に関する費用	…7
第2節 料金等の支払義務	
第33条 基本使用料の支払義務	…7

第34条 最終料金月のみなし1ヶ月	…8
第35条 手続きに関する料金の支払義務	…8
第35条の2 WiMAX機器追加料の支払義務	…8
第36条 工事費の支払義務	…8
第3節 料金等の計算及び支払い	
第37条 料金の計算方法等	…8
第38条 料金等の支払い	…8
第39条 消費税等相当額の加算	…8
第8章 保守	
第40条 甲の維持責任	…9
第41条 乙の維持責任	…9
第42条 乙の切分責任	…9
第43条 修理又は復旧	…9
第10章 責任	
第44条 責任の制限	…9
第45条 免責	…9
第11章 雑則	
第46条 承諾の限界	…9
第47条 利用に係る乙の義務	…9
第48条 他の電気通信事業者への通知	…10
第49条 乙に係る情報の利用	…10
第50条 検査等のためのWiMAX機器の持込み	…10
第51条 合意管轄裁判所	…10
第52条 準拠法	…10
<料金表>	
第1表 「日立キャピタル通信サービス」に関する料金	…10
第1 基本使用料	…10
第2 手続きに関する料金	…10
第2表 工事費	…11
<別記>	…11

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、「日立キャピタル通信サービス」に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社(以下、「UQ」といいます。)の電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の28に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
10 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器(WiMAX回線との接続機能を搭載した端末及びデータカードを含む)
11 レンタルパソコン	甲が「日立キャピタル通信サービス」の利用のために乙にレンタルする、WiMAX回線との接続機能を搭載したパソコン
12 レンタルデータカード	甲が「日立キャピタル通信サービス」の利用のために乙にレンタルする、パソコンに外部装着することにより当該端末での「日立キャピタル通信サービス」の利用が可能となるWiMAX回線との接続機能を備えた装置
13 「日立キャピタル通信サービス」通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
14 「日立キャピタル通信サービス」	「日立キャピタル通信サービス」通信網を使用して甲が提供する電気通信サービスであって、甲が無線基地局設備とWiMAX機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
15 契約者回線	無線基地局設備とWiMAX機器との間に設定される電気通信回線
16 WiMAX回線	WiMAX基地局設備との間に設定される契約者回線
17 サービス取扱所	(1)「日立キャピタル通信サービス」に関する業務を行う甲の事業所 (2) 甲の委託により「日立キャピタル通信サービス」に関する契約事務を行う者の事業所
18 会員契約	この約款に基づき甲から「日立キャピタル通信サービス」の提供を受ける資格を得るための契約
19 料金契約	会員契約に基づき甲からWiMAX回線の提供及び当該提供に必要なWiMAX機器の貸与を受けるための契約であって、1のWiMAX回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
20 WiMAX機器情報	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号
21 認証情報	「日立キャピタル通信サービス」の提供に際して乙を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの

22 料金月	1の暦月の起算日(料金契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
23 消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(契約の主旨)

- 第2条 甲と乙は、甲の提供する「日立キャピタル通信サービス」の利用について、この「日立キャピタル通信サービス」契約約款（以下、「この約款」といいます。）を定めるものとします。
- 2 「日立キャピタル通信サービス」の詳細及びこれに伴って甲が貸与する物件の提供条件等は、個別に締結する料金契約にて定めるものとします。

(約款の変更)

- 第3条 甲は、この約款を変更することがあります。この場合の基本条件等は、変更後の約款によります。
- 2 甲は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別に通知します。

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

- 第4条 甲は、会員契約を、1の団体につき1契約に限って締結するものとします。

(会員契約申込みの方法)

- 第5条 会員契約の申込みをするときは、甲所定の会員契約申込書をその「日立キャピタル通信サービス」の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(会員契約申込みの承諾)

- 第6条 甲は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 会員契約の申込みをした者（以下「申込者」といいます。）が「日立キャピタル通信サービス」に係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費以外に甲と乙の間の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - (3) 申込者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、同条第1項に定める「日立キャピタル通信サービス」の利用の停止（以下「利用停止」といいます。）をされたことがある又は「日立キャピタル通信サービス」に係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第47条（利用に係る乙の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他甲の業務の遂行上支障があるとき。

(会員契約の成立)

- 第7条 会員契約は、前条に基づいて甲が承諾した申込者がこの約款を確認し、当該申込者と甲が表記に署名捺印を行うことをもって成立するものとします。

(乙の氏名等の変更の届出)

- 第8条 乙は、契約者連絡先（担当者連絡先の電話番号、メールアドレス及び請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに「日立キャピタル通信サービス」の契約事務を行うサービス取扱所に甲所定の方法により届け出ていただきます。
- 2 甲は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 乙は、第1項の届出を怠ったことにより、甲が乙の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時に乙が通知内容を了知したものととして扱うことに同意します。

- 4 乙が事実と反する届出を行ったことにより、甲が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、甲は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 甲は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により乙に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第9条 乙が会員契約に基づいて「日立キャピタル通信サービス」の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(乙の地位の承継)

- 第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により乙の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、甲所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その「日立キャピタル通信サービス」の契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を甲に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 甲は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 乙は、第1項の届出を怠った場合には、第8条(乙の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意します。

(乙が行う会員契約の解約)

第11条 乙は、会員契約を解約しようとするときは、甲所定の方法により、そのことをあらかじめその「日立キャピタル通信サービス」の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(甲が行う会員契約の解除)

- 第12条 甲は、第28条(利用停止)の規定により「日立キャピタル通信サービス」の利用を停止された乙が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が第28条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が甲の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、「日立キャピタル通信サービス」の利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
 - 4 甲は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ乙にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第13条 会員契約に属する全ての料金契約が消滅したときは、当該会員契約も同時に終了するものとします。

第3章 料金契約

(料金契約申込みの方法)

- 第14条 乙は、第2条第2項に基づき甲と料金契約を締結していただきます。
- 2 料金契約の締結時において、会員契約を締結していない者は、これに先立って会員契約を締結していただきます。
 - 3 乙は、既存の料金契約に基づいて提供を受けている WiMAX回線に加えて新たにWiMAX回線の提供を受けようとするときは、追加の回線について新たに料金契約を締結していただきます。

(利用期間)

第15条 利用期間は、個別の料金契約に定めるものとする。

(「日立キャピタル通信サービス」の利用の一時中断)

第16条 甲は、乙から甲所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る「日立キャピタル通信サービス」の

利用の一時中断（その請求のあったWiMAX回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第17条 乙が料金契約に基づいてWiMAX回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（乙の責任による料金契約の解除）

第18条 乙は、料金契約を解除しようとするときは、解除の1ヶ月前までに書面により、その「日立キャピタル通信サービス」の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

2 甲は、第28条（利用停止）の規定により「日立キャピタル通信サービス」の利用を停止された乙が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が甲の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、「日立キャピタル通信サービス」の利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

4 甲は、乙に次の各号に定める事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

（1） 会員契約又は料金契約に基づく債務の支払を1回でも遅延したとき、又は甲と乙の間で交わされた契約の条項に違反したとき

（2） 支払を停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき

（3） 民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立をし、又は申立を受けたとき

（4） 事業の休廃止・解散したとき

（5） 差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売等の申立を受けたとき

（6） 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると甲が認めたとき

5 甲は、前3項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ乙にそのことを通知します。

（回線利用不能による料金契約の解除）

第18条の2 甲は、「日立キャピタル通信サービス」契約者全ての会員契約に係るWiMAX回線が利用不能となり復旧の目途が立たない場合は、料金契約を解除することがあります。

（契約解除料）

第19条 前2条により料金契約が解除された場合、乙は甲に対し、料金契約に定める契約解除料（以下「契約解除料」といいます）の支払を行うものとします。

（料金契約の終了）

第20条 料金契約は、その会員契約の解除があったときは、その会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日をもって終了するものとします。

第4章 WiMAX 機器の利用

（レンタルパソコンの利用）

第21条 乙は、料金契約に基づき甲からレンタルしたレンタルパソコンを「日立キャピタル通信サービス」の通信に用いるものとします。

（契約者保有端末の利用）

第22条 乙は、甲が承諾した場合に限り、前条に係らず次のいずれかの方法により「日立キャピタル通信サービス」を利用できるものとします。なお、各号記載の端末は甲が提供するWiMAX回線により運用することができるものであり、かつ直接またはデータカードを通じて「日立キャピタル通信サービス」のWiMAX回線に接続することができるものに限り、乙が保有するWiMAX回線の接続機能を搭載しないパソコンその他の端末に、レンタルデータカードを装着する方法

（1） 乙が保有するWiMAX回線の接続機能を搭載しないパソコンその他の端末に、レンタルデータカードを装着する方法

（2） 乙が保有するWiMAX回線の接続機能を搭載しないパソコンその他の端末に、乙のデータカードを装着する方法

（3） 乙が保有するWiMAX回線との接続機能を搭載したパソコンを使用する方法

第23条（レンタル品の修繕または交換）

甲がレンタルする WiMAX 機器は、第25条乃至第26条の3に定める認証情報の書込み及び技術基準等に適合するものであり、これらに適合しない場合は第40条に基づき甲が責任をもって修繕または交換するものとします。

第24条（WiMAX 機器情報の登録）

第22条の第2号又は第3号に定める方法で通信を行う場合、乙は、甲所定の方法により、乙の保有するデータカードまたは WiMAX回線との接続機能を搭載したパソコン（以下、「契約者保有端末」という）の WiMAX 機器情報の登録（以下「WiMAX 機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。

2 甲は、次の契約者保有端末について、前項の請求を拒むことができるものとします。

- (1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないもの。
- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。
- (3) その接続により甲の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。

3 前項の規定によるほか、乙は、次のいずれかに該当するときは、契約者保有端末の WiMAX 機器登録を行うことができません。

- (1) 1台の機器について WiMAX 機器登録の数が同時に複数となる時。
- (2) その WiMAX 機器情報が既に登録されているものであるとき（その WiMAX 機器登録を第三者が行っているときを含みます。）。

（WiMAX 機器登録の廃止）

第24条の2 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約者保有端末の WiMAX 機器登録を廃止します。

- (1) 会員契約の解除があったとき。
- (2) 料金契約の解除があったとき。
- (3) 乙から廃止の請求があったとき（1の料金契約における全ての WiMAX 機器登録を廃止することとなることを除きます。）。
- (4) その他甲が必要と判断したとき。

（契約者保有端末への認証情報の書込み）

第25条 第22条第2号又は第3号に定める方法により WiMAX 回線との接続機能を搭載した契約者保有端末について WiMAX 機器登録を行う場合その他甲が必要と判断した場合であって、当該契約者保有端末に WiMAX 基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、甲は当該契約者保有端末への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、その契約者保有端末が WiMAX 基地局設備からの電波を受けることができない区域に所在している場合その他甲の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

（契約者保有端末に異常がある場合等の検査）

第26条 甲は、WiMAX 機器登録されている契約者保有端末に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、乙に、その契約者保有端末の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、乙は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 甲は、第1項の検査を行った結果、契約者保有端末が技術基準等に適合していると認められないときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

（契約者保有端末の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第26条の2 乙は、WiMAX 機器登録されている契約者保有端末について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、甲が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その WiMAX 機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 乙は、前項の修理等が完了したときは、正当な理由がある場合を除き電波法の規定に基づく検査等を受けるものとします。「3 甲は、前項の検査等の結果、契約者保有端末が無線設備規則に適合していると認められないときは、

そのWiMAX機器登録を廃止します。

(契約者保有端末の電波法に基づく検査)

第26条の3 前条に規定する検査のほか、契約者保有端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第27条 甲は、次の場合には、「日立キャピタル通信サービス」の利用を中止することがあります。

- (1) 甲の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないとき。
- (2) 第31条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 甲は、前項の規定により「日立キャピタル通信サービス」の利用を中止するときは、甲が別に定める方法により、あらかじめそのことを乙にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、1か月以内で甲が定める期間(「日立キャピタル通信サービス」の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った甲に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、甲が乙本人を確認するための書類として甲が別に定めるものを甲が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、その「日立キャピタル通信サービス」の利用を停止することがあります。

(1) 甲が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う甲の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、甲がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(2) 「日立キャピタル通信サービス」に係る契約の申込みに当たって甲所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第8条(乙の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 乙が甲と契約を締結している若しくは締結していた他の「日立キャピタル通信サービス」に係る料金その他の債務又は乙が甲と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 乙がその「日立キャピタル通信サービス」又は甲と契約を締結している他の「日立キャピタル通信サービス」の利用において第47条(利用に係る乙の義務)の規定に違反したと甲が認めたとき。

(6) 第26条(契約者保有端末に異常がある場合等の検査)の規定に違反して甲の検査を受けることを拒んだとき。

(7) 第26条の2(契約者保有端末の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第26条の3(契約者保有端末の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により「日立キャピタル通信サービス」の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を乙に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 乙は、インターネット接続サービス(「日立キャピタル通信サービス」に係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 甲は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 甲は、「日立キャピタル通信サービス」を利用できる区域について、甲の指定するホームページに掲示する

ものとし、

ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 甲は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。
- 3 「日立キャピタル通信サービス」に係る通信は、甲が別に定める通信プロトコルに準拠するものとし、
ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 「日立キャピタル通信サービス」に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとし、
- 5 乙は、1の料金契約において、同時に2以上のW i M A X機器による通信を行うことはできません。
- 6 甲は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
- 7 電波状況等により、「日立キャピタル通信サービス」を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、甲は、一切の責任を負わないものとし、

(通信利用の制限)

第31条 甲は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（甲がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 「日立キャピタル通信サービス」の料金は、料金表第1表（「日立キャピタル通信サービス」に関する料金）に規定する基本使用料（月額）、W i M A X機器追加料（月額）、手続きに関する料金（以下それぞれ「基本使用料」、「W i M A X 機器追加料」、「手続きに関する料金」といいます。）、とします。

2 「日立キャピタル通信サービス」の工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費（以下「工事費」といいます。）とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第33条 乙は、その料金契約に係る提供開始日から起算して料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」とい

います。)の前日までの期間について、基本使用料の支払いを要します。

ただし、料金契約に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により「日立キャピタル通信サービス」を利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) 乙は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) 乙は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(最終料金月のみなし1ヶ月)

第34条 乙は、第18条による料金契約の解除において最終料金月が1ヶ月に満たない場合でも、当該料金月を1ヶ月とみなし基本使用料の支払いを行うものとする。

(手続きに関する料金の支払義務)

第35条 乙は、「日立キャピタル通信サービス」に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

この場合、既にその料金が支払われているときは、甲は、その料金を返還します。

(WiMAX機器追加料の支払義務)

第35条の2 乙は、1の回線において、その料金月の登録機器(料金月内のいずれかの時点においてWiMAX機器登録が行われていたWiMAX機器をいいます。以下同じとします。)の総数が2以上であったときは、その総数から1を減じて得た数に応じて、WiMAX機器追加料の支払いを要します。

なお、WiMAX機器追加料は基本使用料に含めるものとする。

(工事費の支払義務)

第36条 乙は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、甲は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、乙は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第37条 甲は、乙がこの契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は、料金月に従って計算するものとする。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、甲が必要と認めるときは、甲が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 甲は、甲の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

第38条 乙は、第32条第1項に定める料金等の支払方法については、個別に締結する料金契約に定めるものとする。

(消費税等相当額の加算)

第39条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額(消費税等相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税等相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税等相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

第8章 保守

(甲の維持責任)

第40条 甲は、甲の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持するものとします。

(乙の維持責任)

第41条 乙は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、乙は、無線機器を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(乙の切分責任)

第42条 乙は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他甲の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、甲に甲の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第43条 甲は、甲の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第10章 責任

(責任の制限)

第44条 甲は、料金契約に基づき「日立キャピタル通信サービス」を提供すべき場合において、甲の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全てのWiMAX回線（料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（甲の電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを甲が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、24時間ごとに日数（以下「使用不能日数」といいます。）を計算し、基本使用料に含まれる甲所定のWiMAX回線使用料の日割金額を使用不能日数で乗じた金額を基本使用料から控除します。

2 甲は、前項及びこの約款の他の条項に定める場合以外には、WiMAX回線が利用できないことによる乙の損害を賠償しません。

(免責)

第45条 甲は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが甲の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 甲は、「日立キャピタル通信サービス」に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、乙が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第46条 甲は、「乙から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他甲の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る乙の義務)

第47条 乙は、次のことを守っていただきます。

(1) WiMAX機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 甲がWiMAX機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で「日立キャピタル通信サービス」を利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると甲が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

2 乙は、前項各号の規定に違反して甲又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第48条 乙は、第11条（乙が行う会員契約の解約）、第12条（甲が行う会員契約の解除）又は第13条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、甲が別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、商号、住所、電話番号、及び支払状況等の情報（乙を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、甲が別に定めるものに限ります。）を甲が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(乙に係る情報の利用)

第49条 甲は、乙に係る商号、住所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、甲の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、甲の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（「乙に係る情報を甲の業務を委託している者に提供する場合を含みます。」）で利用します。

(検査等のためのWiMAX機器の持込み)

第50条 乙は、次の場合には、そのWiMAX機器を、甲が指定した期日に甲が指定するサービス取扱所又は甲が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) この約款の規定に基づくWiMAX機器の検査を受けるとき。
- (2) その他甲が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第51条 本契約に関して紛争が生じ、訴訟が必要となったときは、訴額の如何にかかわらず、甲の本社又は支店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

(準拠法)

第52条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

<料金表>

第1表 「日立キャピタル通信サービス」に関する料金

第1 基本使用料

基本使用料の適用については、第33条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料	個別にて締結する料金契約に定めるものとします。

なお、基本使用料は、次のWiMAX機器追加料を含めて定めるものとします。

WiMAX機器追加料

区分	単位	料金額 税抜額（税込額）
WiMAX機器追加料	1登録機器ごとに月額	191円（200円）

第2 手続きに関する料金

区分	単位	料金額 税抜額（税込額）
登録料	1回線ごとに	2,700円（2,835円）
WiMAX機器登録料	1登録ごとに	100円（105円）

第2表 (工事費)

区分	料金額
工事費	別に算定する実費

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法 (昭和25年法律第132号) 第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) 第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース ((1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は (2) 欄の放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報 (広告を除きます。) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 甲若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権 (特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等) その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講 (ネズミ講) 若しくは連鎖販売取引 (マルチ商法) 等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為